

農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号並びに農業信用保証保険法施行令第四条第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金、主務大臣が指定する農業協同組合及び主務大臣が指定する農畜産業振興事業団の助成を定める件  
平成10年 6月17日大蔵省・農林水産省告示第32号

改正：令和 2年 4月30日財務省・農林水産省告示第11号（農業信用保証保険法第二条第三項第四号及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件）

改正前	改正後
-本則-	
施行日：令和 2年 4月30日	
<p style="text-align: center;">（主務大臣が指定する資金）</p> <p><b>第一条</b> 農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第三項第四号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一 法第二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる資金</p> <p>イ 農業用構築物の改良、造成又は取得、農業用機械器具の改良又は取得、果樹等の永年性植物の植栽又は育成、家畜等の購入又は育成、肥料、飼料等の購入、農地等の取得又は改良その他農産物の生産、処理加工又は流通に必要な資金</p> <p>ロ 農業経営の維持継続に必要な資金であつて国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けた者のこれを財源とした利子補給又は地方公共団体の利子補給があり、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するもの（ハ及びニに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) イに掲げる資金を借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。</p> <p>(2) 当該資金の貸付条件が現に借り入れているイに掲げる資金に係る貸付条件より有利なもの（ハ及びニに掲げるものを</p>	<p style="text-align: center;">（主務大臣が指定する資金）</p> <p><b>第一条</b> 農業信用保証保険法（以下「法」という。）第二条第三項第四号の主務大臣が指定する資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一 法第二条第一項第一号に掲げる者にあつては、次に掲げる資金</p> <p>イ 農業用構築物の改良、造成又は取得、農業用機械器具の改良又は取得、果樹等の永年性植物の植栽又は育成、家畜等の購入又は育成、肥料、飼料等の購入、農地等の取得又は改良その他農産物の生産、処理加工又は流通に必要な資金</p> <p>ロ 農業経営の維持継続に必要な資金であつて国の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けた者のこれを財源とした利子補給又は地方公共団体の利子補給があり、かつ、次に掲げる要件の全てに該当するもの（ハ及びニに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) イに掲げる資金を借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。</p> <p>(2) 当該資金の貸付条件が現に借り入れているイに掲げる資金に係る貸付条件より有利なもの（ハ及びニに掲げるものを</p>

<p>除く。) であること。</p> <p>(3) 当該資金の借入に当たって、農業経営の維持継続を図るために必要な計画を作成していること。</p> <p>(4) (3)の計画に基づき、当該資金を借り入れ、かつ、農業経営の改善を図ることにより農業経営の維持継続が可能と見込まれること。</p> <p>ハ 農業経営の維持継続に必要な資金であって独立行政法人農畜産業振興機構の補助又は利子補給があり、かつ、次に掲げる要件の全て（ロ又はニに掲げる資金を現に借り入れている場合にあつては、(1)及び(3)に掲げる要件)に該当するもの（ニに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) イ、ロ又はニに掲げる資金を借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。</p> <p>(2) 当該資金の貸付条件が現に借り入れているイに掲げる資金に係る貸付条件より有利なものであること。</p> <p>(3) 当該資金を借り入れることにより農業経営の維持継続が可能と見込まれること。</p> <p>ニ 農業経営の維持継続に必要な資金であつて次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1) イからハマでに掲げる資金のいずれかを借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。</p> <p>(2) 当該資金の貸付条件が現に借り入れているイからハマでに掲げる資金に係る貸付条件より有利なものであること。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(イ) 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のた</p>	<p>除く。) であること。</p> <p>(3) 当該資金の借入に当たって、農業経営の維持継続を図るために必要な計画を作成していること。</p> <p>(4) (3)の計画に基づき、当該資金を借り入れ、かつ、農業経営の改善を図ることにより農業経営の維持継続が可能と見込まれること。</p> <p>ハ 農業経営の維持継続に必要な資金であつて独立行政法人農畜産業振興機構の補助又は利子補給があり、かつ、次に掲げる要件の全て（ロ又はニに掲げる資金を現に借り入れている場合にあつては、(1)及び(3)に掲げる要件)に該当するもの（ニに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) イ、ロ又はニに掲げる資金を借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。</p> <p>(2) 当該資金の貸付条件が現に借り入れているイに掲げる資金に係る貸付条件より有利なものであること。</p> <p>(3) 当該資金を借り入れることにより農業経営の維持継続が可能と見込まれること。</p> <p>ニ 農業経営の維持継続に必要な資金であつて次に掲げる要件の全てに該当するもの</p> <p>(1) イからハマでに掲げる資金のいずれかを借り入れたために生じた債務の返済に充てるために必要な資金であること。</p> <p>(2) 当該資金の貸付条件が現に借り入れているイからハマでに掲げる資金に係る貸付条件より有利なものであること。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(イ) 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のた</p>
--	--

<p>めの事業に必要な資金</p> <p>(ロ) 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従って行われる事業再編のための措置に必要な資金、同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に従って行われる特別事業再編のための措置に必要な資金又は同法第五十三条第一項の事業再生の計画に従って行われる事業再生に必要な資金</p> <p>◆追加◆</p> <p>ホ 農業者等の保有する土地、施設等の資産、農業者等の技能又は農村の地域資源を活用して行う事業その他農村地域又は農家生活に密着した事業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及びこれらの事業の運営に必要な資金</p> <p>へ 農業者若しくは農業後継者の生活改善又は農業後継者の確保に必要な資金</p> <p>二 法第二条第一項第二号及び第三号に掲げる者並びに農業信用保証保険法施行令（以下「令」という。）第一条第一号から第六号までに掲げる者にあつては、農産物の生産、処理加工又は流通に必要な施設その他の同項第一号から第三号までに掲げる者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に必要な資金及びこれらの事業の運営に必要な資金並びに前号イに掲げる資金の貸付けに必要な資金</p> <p>三 令第一条第七号に掲げる者にあつては、その主たる事業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及びその事業の運営に必要な資金</p>	<p>めの事業に必要な資金</p> <p>(ロ) 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十四条第二項に規定する認定事業再編計画に従って行われる事業再編のための措置に必要な資金、同法第二十六条第二項に規定する認定特別事業再編計画に従って行われる特別事業再編のための措置に必要な資金又は同法第五十三条第一項の事業再生の計画に従って行われる事業再生に必要な資金</p> <p>(ハ) 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な資金</p> <p>ホ 農業者等の保有する土地、施設等の資産、農業者等の技能又は農村の地域資源を活用して行う事業その他農村地域又は農家生活に密着した事業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及びこれらの事業の運営に必要な資金</p> <p>へ 農業者若しくは農業後継者の生活改善又は農業後継者の確保に必要な資金</p> <p>二 法第二条第一項第二号及び第三号に掲げる者並びに農業信用保証保険法施行令（以下「令」という。）第一条第一号から第六号までに掲げる者にあつては、農産物の生産、処理加工又は流通に必要な施設その他の同項第一号から第三号までに掲げる者の共同利用に供する施設の改良、造成又は取得に必要な資金及びこれらの事業の運営に必要な資金並びに前号イに掲げる資金の貸付けに必要な資金</p> <p>三 令第一条第七号に掲げる者にあつては、その主たる事業に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及びその事業の運営に必要な資金</p>
<p>-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月30日 財務省・農林水産省 告示 第11号～</p>	
<p>施行日：令和 2年 4月30日</p>	
<p>◆追加◆</p>	<p>附 則（令和二・四・三〇財務・農水告一）</p>

	)
-改正法・附則- ～令和 2年 4月30日 財務省・農林水産省 告示 第11号～	
施行日：令和 2年 4月30日	
◆追加◆	この告示は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*